

第 6735 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月 3日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 保険契約等に関する評価の改正

Q : 保険税務の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

今回の改正は、いわゆる低解約返戻金型保険を使った節税対策を封じ込める目的のものです。

問題視されていた取引は、次のようなもので、その契約を移転する際の評価が解約返戻金相当額となっていた取扱いに着目して行われていました。

- ① 法人が、いわゆる「低解約返戻金型保険」に加入して、数年間の保険料を払い込む。
- ② 低解約返戻金期間の間に保険契約者の地位を法人から個人に移転する。
- ③ 返戻額が高額になったところで保険契約を解約する。

そこで、これを規制するため、法人税基本通達9-3-5の2(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)の適用を受ける保険契約等については、次の取扱いをすると改正されました。

- ① 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利を支給した場合には、その支給時資産計上額により評価する。
- ② 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利を支給した場合には、支給時資産計上額に使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

